札幌市障がい・医療的ケア児保育事業実施要綱

（平成18年９月29日子ども未来局長決裁）
一部改正平成20年４月１日
一部改正平成22年４月１日
一部改正平成27年４月１日
一部改正平成29年７月１日
一部改正平成30年４月１日
一部改正令和２年３月31日
一部改正令和３年３月31日
一部改正令和３年12月24日
一部改正令和４年３月２日
一部改正令和４年３月31日
一部改正令和５年３月31日
一部改正令和６年１月26日
一部改正令和７年３月17日
一部改正令和８年３月５日

（趣旨）

第１条　この要綱は、障がい・医療的ケア児保育事業の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(1)　障がい児保育にあっては、心身に障がいを有する児童を他の児童と集団保育をすることにより、障がい児の成長発達を促進するとともに児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

(2)　(1)において、多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施により、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの良質かつ適切な保育等の提供体制の確保を図る。

(3)　医療的ケア児保育にあっては、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（以下「医療的ケア児」という。）に対し看護師を配置し、集団保育及び医療的ケアを行うことを目的とする。

（事業実施保育所等）

第２条　本事業の対象となる障がい児保育を実施する施設及び事業は(1)～(4)、医療的ケア児保育に関しては(5)(6)のとおりとする。

(1)　認定こども園

ア　幼保連携型認定こども園　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園

イ　保育所型認定こども園　認定こども園法第３条第１項の認定を受けた保育所

ウ　地方裁量型認定こども園　認定こども園法第３条第1項の認定を受けた保育機能施設

(2)　認可保育所　児童福祉法第35条第４項の規定による認可を受けた保育所

(3)　地域型保育事業　子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第７条第５項に規定する地域型保育事業であって、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第２項の認可を受けたもの

(4)　実施保育所等　前号までに掲げる施設をいう。

(5)　幼稚園型認定こども園　認定こども園法第３条第１項の認定を受けた幼稚園または同条第３項の認定を受けた連携施設をいう。

(6)　実施保育所等及び幼稚園型認定こども園　前号までに掲げる施設をいう。

（対象児童）

第３条　　本事業の対象児童は、区保健福祉部長又は区保健担当部長（以下「区保健福祉部長等」という。）、別表1-1の障がい児保育等認定基準表（以下「基準表」という。）又は第17条に規定する医療的ケア児保育認定審査会（以下「審査会」という。）が、別表1-2の医療的ケア児認定基準表（以下「医療的ケア児基準表」という。）の定めるところにより、心身に障がい又は医療的ケアを有するとともに、集団生活及び日々の通所が可能であると認定した児童であって、次の各号に該当する児童とする。

(1)　障がい児保育にあっては、実施保育所等を利用する支援法第19条第1項第２号及び第３号に規定する児童並びに多様な主体の参入促進・能力活用事業の対象である実施保育所等のうち第１号のア（ただし学校法人立の認定こども園を除く）、イ及びウを利用する支援法第19条第１項第１号に規定する児童

(2)　　医療的ケア児保育にあっては、実施保育所等及び幼稚園型認定こども園を利用する支援法第19 条第１項第１号、第２号及び第３号に規定する児童

（児童の受入）

第４条　　実施保育所等及び幼稚園型認定こども園は、第３条に規定する児童の利用の申し込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではいけない。

（受入体制）

第５条　　対象児童の受入れに当たっては、障がい児や医療的ケア児の保育等について、情熱と知識及び経験等を有する保育士、保育教諭、看護師、家庭的保育者又は家庭的保育補助者等（以下「保育者等」という。）を適切に配置するとともに、対象児童の特性に応じて、必要な施設、設備及び遊具等を備えるものとする。

（保育方法）

第６条　　対象児童の保育等は、実施保育所等及び幼稚園型認定こども園の長が定める個別の指導（支援）計画に基づき、障がいや医療的ケアの種類及び程度に応じ、対象児童の特性に十分配慮して、他の児童と一体的に行うものとする。

２　　実施保育所等及び幼稚園型認定こども園の長は、対象児童の状況、処遇方針等　に関し、対象児童の保護者、区保健福祉部、児童相談所、医師、審査会等と密接に　連携を図り、対象児童の福祉の向上に努めなければならない。

（障がい・医療的ケア児保育認定の決定）

第７条　　対象児童のうち、障がい・医療的ケア児保育認定については、第８条、第９条、第10条及び第11条の規定による認定又は再認定の結果に基づき、区保健福祉部長等が決定する。

（保育所等利用申込児童入所時の障がい児保育等認定手続）

第８条　　区保健福祉部長等は、障がい児又は障がいの疑いがある児童について実施保育所等の利用の申込みを受けた場合は、利用を予定する実施保育所等の長に対し、観察保育実施依頼書（様式1-1）により観察保育の実施を依頼するとともに、利用についての意見を求めるものとする。

２　　区保健福祉部長等の依頼により観察保育を実施した実施保育所等の長は、観察保育の結果に基づき、利用についての意見を付して、行動観察報告書（様式1-2-　(1)）を区保健福祉部長等に提出するものとする。

３　　区保健福祉部長等は、第２項の規定による報告書及び障がいにかかわる手帳の写し又は判定・療育関係機関の判定書・診断書に基づき、基準表の定めるところにより、対象児童の障がい児保育等の対象の認否及び障がい程度を認定し、障がい・医療的ケア児保育等認定区分通知書（様式1-10）により実施保育所等の長に通知する。

（保育所等既利用児童の認定又は障がい児保育等認定児童の再認定手続）

第９条　　実施保育所等の長は、既利用児童が心身に障がい若しくは障がいの疑いがあることが判明した場合又は既に障がい児保育等の対象の認定を受けている児童の状況に応じて再認定が必要と判断する場合には、障がい・医療的ケア児保育等（認定・再認定）依頼書（様式1-3）及び既利用児童の行動観察報告書（様式1-4-(1)）により、区保健福祉部長等に対し障がい児保育等の対象の認定又は再認定を依頼することができる。

２　　前項の規定に基づき依頼を受けた区保健福祉部長等は、前条第３項により、対象児童の障がい児保育等の対象の認否及び障がい程度を認定又は再認定する。

３　　前項の規定に基づく認定又は再認定の効力は、認定に係る全ての書類を各区健康・子ども課所管係が受理した日又は個別指導（支援）計画の作成月に遡及する。遡及は、認定した年度内に限る。

（保育所等利用申込児童入所時の医療的ケア児保育認定手続）

第10条　　区保健福祉部長等は、医療的ケアのある児童について実施保育所等及び幼稚園型認定こども園の利用の申込みを受けた場合は、利用を予定する実施保育所等及び幼稚園型認定こども園の長に対し、観察保育実施依頼書（様式1-1）により観察保育の実施を依頼するとともに、利用についての意見を求めるものとする。

２　　区保健福祉部長等の依頼により観察保育を実施した実施保育所等及び幼稚園型認定こども園の長は、観察保育の結果に基づき、利用についての意見を付して、行動観察報告書（医療的ケア児用）（様式1-2-(2)）、医療的ケア児保育等実施申出書（様式2-1）、主治医意見書（様式2-2）、医療的ケア指示書・別紙（様式2-3、医療的ケアに応じた別紙）、を区保健福祉部長等に提出するものとする。

３　　実施保育所等及び幼稚園型認定こども園の長は、医療的ケアのある児童で、支援法第19条第1項第1号に該当する児童の利用の申込を受けた場合は、観察保育実施依頼書（様式1-1）により観察保育を実施し、その結果に基づき利用についての意見を付して、行動観察報告書（医療的ケア児用）（様式1-2-(2)）、医療的ケア児保育等実施申出書（様式2-1）、主治医意見書（様式2-2）、医療的ケア指示書・別紙（様式2-3、医療的ケアに応じた別紙）を区保健福祉部長等に提出するものとする。

４　　区保健福祉部長等は、医療的ケア児保育認定審査依頼書（様式1-8）により、審査会に対し審査を付託する。

５　　区保健福祉部長等は、前項の規定により、審査会の審査結果を基に対象児童の医療的ケア児保育の認否及び医療的ケア内容を決定し、障がい・医療的ケア児保育認定審査結果（様式1-9）及び障がい・医療的ケア児保育等認定区分通知書（様式1-10）により実施保育所等及び幼稚園型認定こども園の長に通知する。

６　　実施保育所等及び幼稚園型認定こども園の長は、審査結果に基づき、保護者へ通知した医療的ケア実施内容通知書（様式2-4）、保護者から提出された承諾書（様式2-5）の写し、医療的ケア実施計画（様式2-6）を区保健福祉部長等に提出するものとする。

（保育所等既利用児童の認定又は医療的ケア児保育認定児童の再認定手続）

第11条　　実施保育所等及び幼稚園型認定こども園の長は、既利用児童が日常生活を営むために医療的ケアを要する状態が判明した場合又は既に医療的ケア児保育の対象の認定を受けている児童の状況に応じて再認定が必要と判断する場合には、障がい・医療的ケア児保育等（認定・再認定）依頼書（様式1-3）、既利用児童の行動観察報告書（医療的ケア児用）（様式1-4-(2)）、医療的ケア児保育等実施申出書（様式2-1）、主治医意見書（様式2-2）、医療的ケア指示書・別紙（様式2-3、医療的ケアに応じた別紙）、医療的ケア実施内容通知書（様式2-4）、承諾書（様式2-5）、医療的ケア実施計画（様式2-6）により、区保健福祉部長等に対し医療的ケア児保育の対象の認定又は再認定を依頼することができる。

２　　前項の規定に基づき依頼を受けた区保健福祉部長等は、前条第３項及び第４項　の例

により、審査会に対し審査を付託する。
３　　区保健福祉部長等は、前項の規定により、審査会の審査結果を基に対象児童の医　療的ケア児保育の認否及び医療的ケア内容を決定する。
４　　前項の規定に基づく認定又は再認定の効力は、認定に係る全ての書類を各区健康・子ども課所管係が受理した日又は医療的ケア実施計画の実施期間の初日に遡及す　る。遡及は、認定された年度内に限る。

（認定結果の通知及び報告）
第12条　　区保健福祉部長等は、第８条、第９条、第10条及び第11条の規定に基づく対象児童の認定又は再認定及び対象児童の転園、退所、教育・保育給付認定の変更の決定を行った場合は、障がい・医療的ケア児保育等認定区分通知書（様式1-10）及び障がい・医療的ケア児保育等認定審査結果（様式1-9）により、実施保育所等の長に通知するとともに、障がい・医療的ケア児保育等認定区分報告書（様式1-11）及び障がい・医療的ケア児保育等認定審査結果（様式1-9）により、支援制度担当部長に報告するものとする。

（認定の解除）
第13条　区保健福祉部長等は、対象児童が障がい児保育等の対象に該当しない状況となり、障がい児保育等認定解除届（様式1-13）が提出された場合、又は医療的ケアが不要となり、医療的ケア終了届（様式2-8）が提出された場合は、第８条、第９条、第10条及び第11条の規定に基づく認定を解除し、その旨を実施保育所等及び幼稚園型認定こども園の長に通知するとともに、支援制度担当部長に報告するものとする。

（巡回指導）
第14条　　支援制度担当部長は、実施保育所等及び幼稚園型認定こども園において、障がい・医療的ケア児の発達過程や障がい及び医療的ケアの状況に応じた適切な保育等が行われるよう、札幌市障がい・医療的ケア児保育巡回指導実施要領の定めに基づき、毎年度巡回指導を実施し、必要に応じて保育者又は保護者に対し指導及び助言を行うとともに、支援の必要性について確認するものとする。

（指導計画）
第15条　　実施保育所等及び幼稚園型認定こども園の長は、対象児童について、児童の状況に応じた個別の指導（支援）計画を作成するものとする。指導（支援）計画は、期別又は月別に作成し、内容として、目標、子どもの姿、配慮点や留意点、反省評価が含まれているものとする。

（補助金等の交付について）
第16条　　市長は、実施保育所等及び幼稚園型認定こども園がこの事業を実施した場合は、別に定めるところにより予算の範囲内で補助金を交付し、又は委託費、施設給付費若しくは地域型保育給付費を支弁することができる。

（医療的ケア児保育認定審査会）
第17条　　第10条及び第11条の規定に基づき区保健福祉部長等から審査の付託があった児童について、医療的ケア児保育の対象の認否及び医療的ケアの内容確認と実施の可否について審査するため、医療的ケア児保育認定審査会を置く。
２　　審査会は、次に掲げる者をもって構成する。なお、出席者については、当該児童　の申請内　容に応じて、支援制度担当部長が決定する。
(1)　支援制度担当部長
(2)　指導担当課長

(3)　区保健担当部長等（医師職）
(4)　保育医療担当係長等（看護師等）
３　　審査会の会務は、支援制度担当部長が掌理する。
４　　審査会は、実施保育所等及び幼稚園型認定こども園の長から観察保育等の結果に基づく、審査対象児童の状況について、報告を求めることができる。
５　　支援制度担当部長は、必要があると認めるときは、第２項の構成員及び前項の実施保育所等　及び幼稚園型認定こども園の長以外の者を審査会に出席させることがで　　きる。
６　　支援制度担当部長は、審査会の審査結果について、医療的ケア児保育認定審査結果通知書（様式1-12）により、区保健福祉部長等に通知するものとする。

（委任）
第18条　　この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、支援制度担当部長が定める。

附　則
１　この要綱は、平成18年10月１日から施行する。
２　この要綱の施行の際、現に廃止前の札幌市特別保育事業実施要綱（平成9年3月31日民生局長決裁）の規定によってなされている障がい児保育事業は、この要綱の相当規定によってなされているものとみなす。
附　則
この要綱は、平成20年４月1日から施行する。
附　則
この要綱は、平成22年４月1日から施行する。
附　則
(施行期日等)
１　この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の札幌市障がい児事業実施要綱の規定は、平成27年度4月1日から適用する。
(経過措置)
１　この要綱の施行の際、改正前からの要綱の規定によって行われていた障がい児保育事業は、この要綱の相当規定によって行われていたものとみなす。
附　則
この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の別表注記7の規定は、平成29年7月1日から適用する。
附　　則
この要綱は、平成30年４月1日から施行する。
附　　則
この要綱は、令和２年４月1日から施行する。
附　　則
この要綱は、令和３年４月1日から施行する。

附　　則
この要綱は、令和３年12月24日から施行し、令和３年10月１日から適用する。
附　　則
この要綱は、令和４年３月２日から施行し、医療的ケア児保育事業に関する規定は　令和３年４月１日から適用する。
附　　則
この要綱は、令和４年４月１日から施行する。
附　　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　　則

この要綱は、令和６年１月26日から施行する。

附　　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附　　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。